

戦中期における海外邦字新聞の字音仮名遣い

井 口 佳 重

1. 本稿の背景と目的

これまで筆者は、拙稿（2008, 2009）において、明治30年代の原敬の社長時代から大正期の新聞の紙面改良に諸策を講じる大阪毎日新聞社を取り上げ、実際に用いられた字音仮名遣いの実態の報告をし、その表記法が他社にまで及んで実行されていく過程について明らかにしてきた。対象とした戦前の内地或いは日本統治下で発行された各紙の調査では、そうした表記法が波及する際の足跡を辿ることにより大筋の見解は得られている。そこでは、明治以降、戦後「現代かなづかい」制定に至るまでの字音仮名遣いの変遷における、新聞等のメディア側からのシステムづくりがなされる過程が見出される。しかし、各紙への波及プロセスを、そうした一つのシステムとしての体系の中に位置づけていくばあい、未だ表記法について検証が不十分であり多くの課題が残されたままである。

そこで、前稿の際には未調査であった海外の各地域で刊行の邦字新聞の字音仮名遣いの検討を行う。本稿では戦中期に特定をし、よりこれまでの空白地域を減少させる中で、内地での情勢はどのように海外へ波及したのかを再検証する。その上で、表記法が波及する際のプロセスに内在する、各紙における表記上の特質を明確化させることが本稿の目的となる。

2. 分析方法

2.1 戦前の新聞における字音仮名遣いの変遷

まず、拙稿（2008, 2009）によって明らかにした戦前における新聞各紙の字音仮名遣いの変遷をいま一度整理しておく。図式化をすると図1のようになる。

明治33（1900）年4月に、大阪毎日新聞社社長の原敬が同紙上に発表した「ふり仮名改革論」では、①字音仮名遣いの表記法と②振り仮名の文字数の問題を提示している。当該案は当時通行の歴史的仮名遣いとは異なり、大筋では表音式仮名遣い

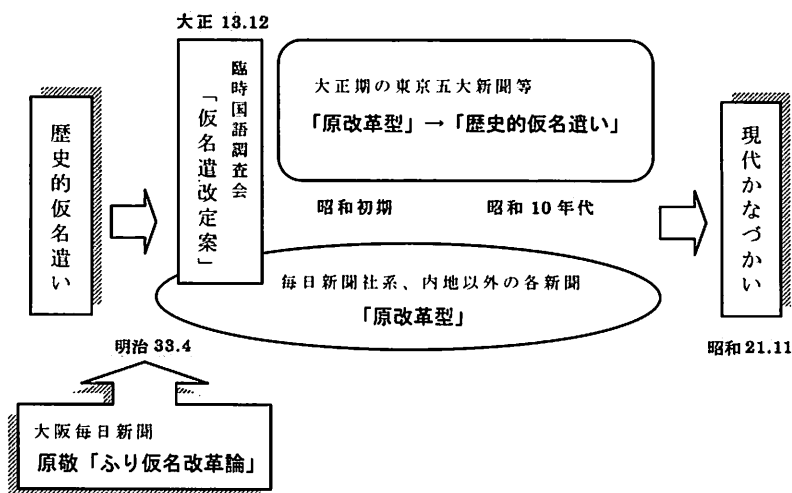


図1 新聞における字音仮名遣いの変遷

※「原改革型」／原改革型の表音的仮名遣い

案であるのだが、次のような性質を持つことに特徴があった。

- (1) ウ列・オ列の拗長音の表記法（三文字の拗長音を二文字の字音に統一⁽¹⁾）
- (2) 学校教育での長音符号「ー」は採用しない

原は新聞紙面の改良のために当該案を発表し、その案を軸に実際の紙上にて仮名遣いの改定を行う（実態については、拙稿 2008）。そこでは、字音のみを対象とし和語の改定はしていない。この原改革案による字音仮名遣い（＝「原改革型」の表音的仮名遣い）は他新聞各紙に波及するのだが、他紙への波及過程では、字音・和語の仮名遣いともに改定を実行する新聞社もみられ、さらには、そうした表記の改定時期にも一定の傾向が認められた（拙稿 2009）。

拙稿（2009）ではまた、なぜこのような傾向があるのか、明治初年以來の国語国字問題における表音主義化の方向の上で策定される表記の施策に視点を置き、また大正期に顕著である印刷技術の進展を手掛かりとし各紙の表記法を検討した。その結果、昭和期にかけて、各社が当時煩雑であった仮名遣いの整理を促すプロセスが認められたのだが、昭和 10 年代には、多くの新聞社（図 1 中、大正期の東京五大新聞等）が歴史的仮名遣いに戻るといふ時勢に左右される現象がみられた。次に必要であることは、つづく戦中期においてこのような政策面と印刷技術面の二側面からの各紙の表記への要求が、図 1 のように図示される新聞での字音仮名遣いの変遷の枠組み上、どのような事象を示すのかという点にあらう。

2.2 調査資料及び方法

本稿で扱う資料は、主として以下の海外邦字新聞である。

a) 日本の占領地である南方各地で発行された邦字紙

b) 日本の統治下である南洋群島で発行された邦字紙

a) については、昭和の戦中期、いわゆる太平洋戦争中の日本軍政下の南方占領地、
b) については、大正3（1914）年の占領後、大正9（1920）年に国際連盟における委任統治領を経て統治下となる南洋群島、それぞれの南方各地域において発行された日本語表記の新聞である。

これらを刊行する地域はいずれもが、台湾・朝鮮等のように進出当初から自国の領地となり長きにわたり直接統治された日本の統治下とはその形態が異なる。そのため、施策面においても両者を一元的に扱うことができず、またこの統治形態の違いが新聞の表記上にも相違を生じさせることが予測される。こうした点が、戦後「現代かなづかい」が制定されるまでの戦中期における、各紙が用いた字音仮名遣いを検討するためにこれらの資料を選択する積極的な理由となる。

方法として、まずはこれまでの拙稿での調査と同様に振り仮名を対象とし、個々の字音仮名遣いの分析を試みる。拙稿（2009）での他紙への波及過程の調査では、拙稿（2008）を踏まえ、原の「ふり仮名改革論」での特性を理由に（2.1節の（1）（2））長音・拗長音の表記に焦点をあて、漢字に付す振り仮名について分析をした。戦中期では、明治20～30年代のようなほぼ総ルビの状態とは異なり、振り仮名そのものは減少過程にあつてまた、振り仮名を付す総ての漢字は、固定されるルビ付きの活字を用いたことが想像される。この点では、これらの資料群は、当該期の字音仮名遣いを網羅するという意味において妥当であるとはいえない。しかし、適宜内地での新聞の振り仮名の状況やルビ付き活字の使用がない新聞、教科書等の表記法との比較検討を行い、内地での各社の情勢が海外の各紙に及ぶ過程を改めて跡付けていくこととする。

3. 国策としての新聞

大正期の原敬首相時代に設置の「臨時国語調査会」（大正10年6月～昭和9年12月）における「仮名遣改定案」（大正13年12月）は、明治以降の表音主義化の流れにおいて、現行の仮名遣いの土台となる表音式仮名遣い案である。当該案提出の背景には、新聞各社の積極的な国語施策への関与があり、その際には、原の「ふり仮

名改革論」に始まる各社間の協働的な体制があった。また、これまでの拙稿での調査によって、戦前における内地及び日本統治下において刊行の各紙の字音仮名遣いが、「原改革型の表音的仮名遣い」もしくは「歴史的仮名遣い」のいずれを用いたのか確認した（図1）。本稿ではまず、未確認である日本軍政下で刊行された代表的な邦字新聞においては、結果としていずれを用いたのかということから論を始めよう。

3.1 南方各地の代表的な邦字新聞

表Ⅰに挙げるのは、戦中期の南方各地における代表的な邦字新聞である。このうち、占領地で刊行の邦字紙は、日本軍の陸軍及び海軍軍政地域において文化宣伝工作のために発行されたものである。軍の統括管理の下で、各紙の運営は内地の大新聞である東京日日・大阪毎日、朝日、読売報知のほか、同盟通信社及び数新聞社の合同提携（表中の〈 〉内に記す。）のそれぞれによる委任運営である点が特徴的である⁽²⁾。

表Ⅰが示すように、毎日新聞社運営のセレベス新聞では、「原改革型の表音的仮名遣い」である。他紙では、ジャワ新聞（朝日新聞社運営）が当時の内地における朝日新聞と同じ「歴史的仮名遣い」である。これらの字音語の表記には、パラビではあるのだがルビ付き活字が用いられていたと思われる。一方、マニラ新聞（毎日新聞社運営）がルビを用いておらず、このことはまたビルマ新聞（読売報知新聞社運営）やほかの各紙についても同様である。内地の新聞では、大正9（1920）年頃

表Ⅰ 南方各地の代表的な邦字新聞の字音語の表記法

新聞名	発行期間	発行地	字音語の表記法の別
セレベス新聞 〈毎日新聞社〉	1942.12～1945.8	マカッサル	「原改革型」
ジャワ新聞 〈朝日新聞社〉	1942.12～1945.9	ジャカルタ	歴史的仮名遣い
マニラ新聞 〈毎日新聞社〉	1942.11～1945.1	マニラ	ルビなし
ビルマ新聞 〈読売報知新聞社〉	1943.1～1945.3	ラングーン	ルビなし
昭南新聞 〈同盟と各社提携〉	1942.12～1945.9	昭南	ルビなし
ボルネオ新聞 〈朝日新聞社〉	1942.12～1945.8	バリックパバン	ルビなし
南洋新報 〈毎日新聞社〉	1942.12～	バラオ	「原改革型」

※「原改革型」／原改革型の表音的仮名遣い

毎日新聞社では、1943年1月1日に「東京日日新聞」「大阪毎日新聞」の題号を「毎日新聞」に統一し、その時に社名も改められているが、ここでは統一性を持たせるために〈毎日新聞社〉とした。

セレベス新聞は、メナドでも発行されたが、マカッサルで発行されたもののみ対象とした。

ボルネオ新聞は、1943年4月に「ボルネオ新聞／中部版」（バンジェルマシ）「ボルネオ新聞／東部版」（バリックパバン）に分離している。

南洋新報は1936年12月の創刊であるが、発行期間については、毎日新聞社に経営委譲し発行を開始した日である。

からルビなしの活字を使用しており、総ルビからバラルビへ移行する現象がみられるが（記事によっては、総てルビなしのものもある。）、紙面の総ての活字にルビがなくなるのは多くの新聞社が「現代かなづかい」が制定されて、採用した後となる⁽³⁾。したがって、これらの邦字紙にルビがないことは、一つの現象として興味深く思われるが、本稿では字音仮名遣いが対象であり、ルビ付き活字のばあいには漢字に付されたルビを検討するため、この点については後稿に譲りたい。このほか、統治下である南洋群島において刊行の南洋新報では、毎日新聞社に吸収される形で経営を委任しており、また仮名遣いについても内地と同様に「原改革型の表音的仮名遣い」である。

3.2 各紙の字音仮名遣いの実態

では、次に各紙の字音仮名遣いの実態について確認したい。

表Ⅱは、各紙における漢字に付された振り仮名についての調査結果である。南方各地の邦字紙からは、セレベス新聞、ジャワ新聞、南洋新報を挙げている。また、当該期の内地から、それぞれの委任運営である毎日・朝日の両紙を挙げ、南方各紙との比較検討を行う。但しここでは、まずは拙稿（2008、2009）と同様にウ列・オ列の拗長音の表記について観察する。調査期間は、セレベス・ジャワ新聞の創刊日である昭和17（1942）年12月8日から昭和19（1944）年8月までとし、そのあいだを2～3カ月ごとに抽出した⁽⁴⁾。これは、各紙同間隔で選択することで、まず内地の新聞社での表記法が他紙に及ぶプロセスを確認するために、また戦局が各紙の刊行にさほど影響がないと思われる時期から抽出するためである。表中、網掛けを施したのが、「原改革型の表音的仮名遣い」である毎日・セレベス・南洋新報の三紙である。三紙以外の朝日・ジャワ新聞は、「歴史的仮名遣い」である。総て個々の字音仮名遣いの一覧であるが、（ ）内にはどの字音語にルビが付されたのか示されるよう試みた。

表Ⅱの示す通り、まず、当該期になると、振り仮名の少なさからルビ付き活字を使用する量が減少していたことをみてとれる。活字のポイントにより、同じ字音語でもルビが付される、付されないの違いはあるものの、特定の漢字に振り仮名が付された様子が窺える。これは、特に難しい漢字であるからルビを付すということではなく、当該期では、活字の改鋳時にルビがないものに変更していたことが想像される⁽⁵⁾。また、これら字音語のルビの中で、ほぼそこで用いるべき仮名遣いと相違する表記はみられない。「原改革型の表音的仮名遣い」である三紙では、その表記法の特徴のように、三文字の拗長音を二文字に改め、総て二文字に統一している。一

方、朝日新聞のウ列拗長音の「きふ(吸)」が「きう」になることに一点別表記(表Ⅱ中、太字ゴシック表記)がみられるが、この点を含めても、各々一つの字音の振り仮名にいくつもの読みは現れない。大方、仮名遣いに誤りはなくゆれがないのである。すなわち、これらは字音と表記のあいだが一致している。さらには、南方各紙が用いた仮名遣いは、それぞれの委任運営である内地の新聞社が使用する仮名遣いと一致する。これらのことから、これまで拙稿において認められた内地での新聞の表記法が海外へ波及する際のその在り方は、こと南方各紙に限っては委任運営である内地の新聞社を介していたということになる。

このような現象は、当該期の新聞が、ルビ付き活字を用いたがゆえの現象であると思われる。また、視点を変えれば、各紙を刊行するそれぞれのコミュニティ単位において相違もみられるということになる。そのため、各地域では個別の事情があることが想像されるのである。

ところで、これらの南方邦字紙は、国策としての新聞での政策という文化的側面からいえば、日本文化の南方各地域進出への一翼を担うものである。というのは、日本軍政下の軍事、政治、経済、文化的方面の各々において当時あらゆる策が施される中、各地での軍政監部の企画部宣伝班では、日本語を普及させようと映画、新聞、放送、演劇、音楽等をその手段としていた。しかし、記事の内容からは、それらが現地邦人啓蒙のために要請され発刊の日本語表記の新聞、或いは現地に赴く軍人対象のいわゆる陣中新聞の性格が濃いことが推測されるのである。したがって、これらの邦字紙については、各地に居住する邦人以外の民族に向けて日本語普及のために発行されていたとは考え難い。

表Ⅱ 南方各地の邦字新聞と内地の新聞の字音仮名遣いの対照

	現代かなづかい	歴史的仮名遣い	大阪毎日新聞 毎日新聞	セレベス新聞	南洋新報	朝日新聞	ジャワ新聞
ウ列拗長音		きゆう	きう(弓)(窮)	きう(窮)	きう(窮)	きゆう(窮)	きゆう(窮)
	きゆう	きう	きう (究)(舊)(求) (球)(丘)	きう (舊)(求)(球)	きう (救)(旧)(求)(球)	きう (救)(究)(旧) (糾)(仇)	きう (救)(究)(舊) (求)(仇)
		きふ	きう(級)(急)	きう(級)	きう(級)	きふ(級) きう(吸)	きふ(級)

ウ列拗長音	ぎゅう	ぎう				
	しゅう	しゅう	しう(衆)	しう(衆)	しう(衆)	しゅう(宗)(衆)
		しう	しう (州)(洲)(就)(蒐) (周)(讐)(酬) (袖)(秀)(週)	しう (収)(州)(洲)(就) (蒐)(周)(秀) (週)(蹴)	しう (収)(囚)(洲)(就) (蒐)(周)(袖) (週)(蹴)	しう (就)(周)(秀)(醜) (酬)(蹴)
			しふ	しう(襲)	しう(襲)(集)	しふ(習)(襲)
	じゅう	じゅう	じう (銃)(充)(縦)	じう (銃)(充)(縦)	じう (銃)(充)(縦)	じゅう (銃)(充)(縦)
		じう	じう(柔)(獸)	じう(蹂)	じう(柔)	じう(柔)(獸)
		じふ				じふ(什)
		ぢゅう				
	ちゅう	ちゅう	ちう(駐)(柱)	ちう(駐)	ちう(駐)(衷)	ちゅう(駐)(衷)
		ちう	ちう(鑄)(宙)	ちう(晝)	ちう(晝)	ちう(宙)(晝)(抽)
	にゅう	にゅう		にう(乳)		にゅう(乳)
		にう	にう(柔)	にう(柔)		
		にふ				
	ひゅう	ひう				
	びゅう	びう			びう(謬)	
	りゅう	りゅう	りう(隆)	りう(隆)	りう(龍)	りゅう(龍)(隆)
		りう	りう(留)(硫)	りう(留)	りう (留)(溜)(硫)(榴)	りう(留)(柳)
		りふ		りう(粒)		
オ列拗長音	きょう	きやう	けう (響)(鏡)(狂) (驚)(況)(享)	けう (響)(鏡)(驚)(況)	けう (響)(鏡)(狂) (驚)(況)	きやう (境)(響)(鏡)(狂) (郷)(驚)(況)(享)
		きよう	けう (興)(胸)(兇)	けう (興)(胸)(恐)		きよう (興)(恐)(兇) (興)(胸)(恐)
		けう				けう(叫)
		けふ	けう (協)(狹)(脅)	けう (協)(脅)(狹)	けう (協)(脅)	けふ (協)(峽)(脅) (怯)(挾)
	ぎょう	ぎやう				
		ぎよう				ぎよう(凝)
		げう	げう(曉)	げう(曉)	げう(曉)	げう(曉)
		げふ				
	しょう	しやう	せう (掌)(獎)(象)(障) (尙)(諱)(生)(賞) (昌)(章)(匠)(症) (庄)(粧)(彰)	せう (獎)(象)(障)(尙) (償)(諱)(將)(將) (晶)(祥)(賞)(姓) (昌)(章)(症)(性) (庄)(彰)(精)(蔭)	せう (掌)(障)(償)(諱) (將)(廠)(賞)(昌) (醬)(精)(蔭)	しやう (掌)(獎)(象)(障) (床)(尙)(償)(諱) (廠)(晶)(賞)(姓) (昌)(傷)(章)(症) (湘)(猖)(庄)(粧) (彰)(醬)(精)(蔭)
		しょう	せう (稱)(称)(証) (衡)(昇)(升)	せう (稱)(證)(衡)(昇)	せう (証)(衡)	しょう (稱)(訟)(證)(衡) (昇)(升)(鐘)(陞)

オ列揚長音	しょう	せう	せう (焦)(礁)(詔) (遣)(哨)(宵)	せう (焦)(照)(笑) (詔)(紹)(哨)	せう (焦)(照)(燒)(招) (詔)(哨)	せう (焦)(燒)(照)(招) (詔)(紹)(哨)(宵)	せう (笑)(燒)(招)(沼) (硝)(哨)
		せふ	せう(涉)(捷)	せう(涉)(捷)	せう(涉)(捷)	せふ(涉)(捷)	せふ(涉)(姿)(捷)
	じょう	じやう	ぜう (狀)(讓)(淨)	ぜう (情)(城)(狀)(讓)	ぜう (情)(城)(狀)(讓)	じやう (情)(狀)(成) (淨)(讓)	じやう (上)(情)(狀)(讓)
		じよう	ぜう(冗)(丞)(刺)			じよう(冗)(刺)	じよう(冗)(刺)
		ぜう	ぜう(援)(饒)			ぜう(援)	
		ぜふ					
		ちやう	ぜう(仗)			ちやう(釐)	ちやう(釐)(娘)
		でう					
		でふ				でふ(疊)	
	ちよう	ちやう	てう (帳)(腸)(頂)(脹) (廳)(聽)(挺)	てう (腸)(廳)	てう (帳)(廳)	ちやう (提)(帳)(腸)(頂) (廳)(聽)	ちやう (脹)(廳)(聽)
		ちよう	てう(微)	てう(重)(微)	てう(重)(微)	ちよう(微)	ちよう(微)
		てう	てう (兆)(超)(潮) (跳)(挑)	てう (兆)(超)(潮)(弔) (跳)(挑)	てう (調)(超)(弔)(跳)	てう (兆)(超)(潮)(弔) (挑)(肇)	てう (超)(銚)
		てふ	てう(腰)(藥)			てふ(藥)	てふ(腰)
		によう					
	ひよう	ひやう	へう(評)	へう(評)		ひやう(評)	ひやう(評)
		ひよう				ひよう(氷)	
		へう	へう(標)	へう(表)(標)(票)	へう(表)(標)(票)	へう(標)(漂)(票)	へう(標)(俵)
	びよう	びやう					
		べう	べう(秒)(廟)	べう(秒)		べう(秒)(貓)	べう(秒)(廟)
	びよう	びやう			べう(表)		
		びよう					
		べう					
	みよう	みやう					
		めう	めう(妙)	めう(妙)	めう(妙)	めう(妙)	めう(妙)
	りよう	りやう	れう (諒)(領)(輛)(両) (梁)(量)(糧)	れう (諒)(領)(輛)(両) (梁)(量)(糧)	れう (諒)(領)(両)(梁) (量)(糧)	りやう (諒)(輛)(領)(輛) (梁)(量)(糧)	りやう (諒)(領)(量)(糧)
		りよう	れう(陵)(凌)	れう(陵)		りよう(陵)	りよう(凌)
		れう	れう (料)(了)(瞭)(僚) (療)(寮)	れう (料)(了)(瞭)(僚)	れう (料)(了)(瞭)(僚)	れう (了)(瞭)(僚) (療)(寮)	れう (了)(僚)
		れふ	れう(獵)				れふ(獵)

※「原改革型の表音的仮名遣い」

調査機関 1942.12.8-1944.8

では、南方各地の居住者に向けて日本語を普及させようとするような邦字新聞が存在したのだろうか。次節では、こうした国策として組み込まれた南方各地の邦字紙のうち、日本語の非母語話者に向け日本語教育の一環となる各邦字紙を取り上げ、学校教育における教科書等と比較しながら、それらの表記の実態をみていく。

4. 日本語教育のための邦字新聞とその表記法

さて、昭和 17（1942）年 5 月に、日本政府における「大東亜建設審議会」により、大東亜共栄圏の共通語として日本語普及を図るよう具体的に定める方針が出されると、同年 8 月の「南方諸地域日本語教育並普及ニ関スル件」では、日本語教育及び日本語普及の諸方策、教科書の編纂、教育要員の養成等の制度上におけるアウトラインが示されている⁽⁶⁾。ここからは、南方各地における日本語教育のための邦字紙に関して、こうした制度上の方針と照合しながら各紙の表記法について検討する。なお、前節では、当該期の南方各地において発行された邦字新聞のうち、ルビ付き活字を用いた新聞の字音仮名遣いについて検討したが、ここではルビを付さない活字を用いた新聞についても対象としたい。

4.1 日本語教育のための南方各紙

マニラ新聞社では「ニッポンゴ」（創刊 1943.2）、ジャワ新聞社では「カナジャワシンブン」（創刊 1944.1）が刊行されていた。これらは、新聞名の示す通り主に片仮名での表記であり、一部に平仮名、また「ニッポンゴ」では漢字表記もみられるが、いずれにしても日本語の初学者向けである⁽⁷⁾。また、各地の軍政監部の刊行もしくは南洋群島の公学校における学校教育での教科書とは異なり、一般大衆をも対象とする邦字新聞である。ちなみに、内地の学校教育において明治 43（1910）年に歴史的仮名遣いに戻るまで使用された表音的な仮名遣い、いわゆる棒引き仮名遣いの長音表記に用いられた「ー」の符号は、ここでは出現しない。

このような南方各地の日本語の非母語話者に向けて平易な文章を用いた邦字新聞の発行及び教科書、辞書の編纂等による日本語教育及び日本語普及については、これまで軍政史や日本語教育史の分野において研究成果の蓄積がある。しかし、教育制度における施策面或いは、軍事的、文化的、さらには政治的、経済的にも、大東亜の一員として日本精神を浸透させるための日本語の教育の所在にその重点は置かれ、これらの刊行物における表記の実態、また表記法に関しては踏み込んだ考察が

なされていないのが現状である。

4.2 各紙の表記法

表Ⅲ、表Ⅳは、各紙、各教科書におけるユ長音、ワ行音、四つ仮名、合拗音の各字音の仮名遣いの実態である。調査対象及びその期間は、表Ⅲの邦字紙については、「ニッポンゴ」が、1943年6月から1944年11月まで、「カナジャワシンブン」が、1944年1月から1945年1月までである。このあいだ、ほぼ1カ月ごとにランダムに抽出した⁽⁸⁾。教科書では、占領地の教科書からジャワの各教科書、このほか統治下の南洋群島で発行された教科書を取り上げ、それらの全ページを対象とした。一方、表Ⅳについては、前節の際の各紙の調査方法と同様に、南方邦字紙とその委任運営である内地の各紙を取り上げている。期間についても、同期間の1942年12月8日から1944年8月までとし、このあいだを2～3カ月単位で抽出した。また、活字に関して、ここでは、表Ⅳに挙げるルビ付き活字を使用する各紙に対し、表Ⅲでは、総てルビ付き活字を使用しない各紙、各教科書である。なお、まずは記事及び文章中の振り仮名を挙げるが、字音語が片仮名・平仮名表記のばあいには、その仮名遣いを平仮名で記し、() 内にはそこであてられると思われる漢字を記し漢字に付す振り仮名との整合性を持たせた。

両表が示すように、調査の結果から、南方の各紙、各教科書が用いた字音仮名遣いの表記法を下記のように三分類できる。

- i) 「歴史的仮名遣い」 ニッポンゴ、ジャワ新聞、朝日新聞、ジャワ教科書
日本語巻三
- ii) 「表音的仮名遣い」 カナジャワシンブン、ジャワ教科書日本語巻四、ジャ
ワ教科書一般用日本語上巻、南洋群島第四次公学
校補習科国語読本
- iii) 「原改革型の表音的仮名遣い」 セレベス新聞、南洋新報、大阪毎日新聞、
毎日新聞

委任統治領であった南洋群島では、日本が昭和8(1933)年に国際連盟脱退後も日本の統治が続くが、南洋群島第四次「公学校補習科国語読本」(1937年～使用)において、字音語の表記には表音的な仮名遣い案である内地での臨時国語調査会の「仮名遣改定案」(1924.12)を採用している⁽⁹⁾。一方、占領地ジャワにおける軍政監部の編纂である学校教育での日本語の教科書に関しては、昭和18(1943)年11月の「日本語普及教育要綱」制定により巻三から巻四の編纂時に和語の仮名遣いはそのま

まで、字音語のみ表音的な仮名遣いに変更している⁽¹⁰⁾。このように学校教育面においては、字音語に表音的な仮名遣いを用いて複雑で難解な字音の表記を発音と一致させている。このことは、学校教育以外にも一般大衆全体を対象とするジャワ地域における「カナジャワシンブン」、また、ジャワ教科書「一般用日本語上巻」についても同性質であると思われる。しかしながら、ここで注目したいことは、この「カナジャワシンブン」が朝日新聞社の運営するジャワ新聞社からの刊行であるという点である。3.2節における各紙の検討の際、ジャワ新聞では朝日新聞と同じ「歴史的仮名遣い」で字音を表記したことが判明した。一方、「ニッポンゴ」は、毎日新聞社が運営であるマニラ新聞社から発行されたのだが、「歴史的仮名遣い」を用いており、毎日新聞社特有の「原改革型の表音的仮名遣い」ではない。

表Ⅲ ルビ付き活字を用いない各紙各教科書の字音仮名遣いの状況

	現代かなづかい	歴史的仮名遣い	ニッポンゴ ／i)	カナジャワ シンブン ／ii)	ジャワ教科書 日本語巻三 ／i)	ジャワ教科書 日本語巻四 ／ii)	ジャワ教科書 一般用 日本語上巻 ／ii)	南洋群島第四次 公学校補習科 国語読本 巻一・巻四 ／ii)
ユ長音	ゆう	いう	いう (郎)(遊)(由) (有)(友)	ゆう (郎)(遊)(優) (有)(友)	いう (郎)(遊)(由) (優)(雄)		ゆう (郎)	ゆう (郎)(遊)(由) (優)(雄)(有) (右)
ワ行音	い	ゐ	ゐ (位)(威)(慰)	い(慰)	ゐ (慰)(為)	い (威)(慰)		い (四)(位)(威) (尉)(遺)
			ゐん(院)	いん(院)(員)		いん(員)		いき(域) いん(院)(員)
	え	ゑ	ゑ(繪)	ゑ(繪)		ゑ(繪)	ゑ(繪)	え(繪)
			ゑい(衛)	えい(衛)				えい(衛)
四つ仮名	じ	ぢ	ゑん(援)	えん (園)(円)(援)	ゑん (園)(遠)(援)	えん (援)(園)	えん(圓)	えん (園)(遠)
			お	を	をん(溫)	をん(溫)		おん(溫)(溫)
					じ(治) ぢ(地)	ぢ(地)	ぢ(智)(治) ぢ(地)(治)	じ(除) ぢ(地)(治)
			ぢき(直)	じき(直)	ぢき(直)	じき(直) ぢき(直)	ぢき(直)	じき(直)
					じん(陣)	じん(陣)		じく(軸)
				じゅう (重)(中)(住) ぢゅう (重)(中)	じゅう(重)		ぢゅう (重)(中)	じゅう (重)(住) ぢゅう (中)
				じょ(女)	ぢょ(女)			

	ず	づ		ず(国) づ(国)				ず(国)
合 拗 音	か	くわ	くわ (果)(科)(化) (火)(貨)	か (果)(科)(課) (化)(火)	くわ(貨)	か(火)	か (花)(火)(貨)	か (果)(貨)(化) (火)(科)(課) (過)
			くわい (會)(回)(快)	かい (會)(回)	くわい(會)	かい (回)(快)	かい (會)(回)	かい (懷)(會)(回) (快)
			くわつ(活)					かく(画)
			くわん (管)(關)(官) (慣)	かん (管)(關)(官)		かん (官)(關)		かん (環)(管)(開) (官)(觀)(館) (換)
					くわう(鐵)	こう(皇)		こう (光)(皇)(鐵) (廣)
	が	ぐわ	ぐわ(畫)	が(畫)			が(畫)	が(画)
			ぐわい(外)		ぐわい(外)			がい(外)
			ぐわつ(月)	がつ(月)	ぐわつ(月)		がつ(月)	
				がん(丸)		がん(頑)		

※ i) 「歴史的仮名遣い」 ii) 「音音的仮名遣い」

調査機関 ニッポンゴ／1943.6-1944.11 カナジャワシンブン／1944.1-1945.1 ジャワ教科書巻三／
1943.11 以前 巻四／1943.11- 一般用上巻／1945.1- 南洋群島第四次／1937-

表Ⅳ ルビ付き活字を用いる各紙の字音仮名遣いの状況

	現代かなづかい	歴史的仮名遣い	大阪毎日新聞 毎日新聞 ／iii)	セレベス新聞 ／iii)	南洋新報 ／iii)	朝日新聞 ／i)	ジャワ新聞 ／i)
ユ長音	ゆう	いう	ゆう (郵)(誘)(雄)(悠) (憂)(猶)	ゆう (郵)(遊)(雄) (悠)(憂)	ゆう (郵)(遊)(悠)	いう (郵)(誘)(悠)(遊) (南)(猶)(憂) ゆう(雄)	いう (郵)(誘)(悠)(猶) ゆう(雄)
ワ行音	い	ゐ	い (偉)(諱)(維)(威) (慰)(爲)(遺)	い (園)(你)(維)(威) (慰)(遺)	い (園)(你)(遠)(維) (威)(慰)(遺) ゐ(尉)	ゐ (園)(你)(維)(威) (慰)(尉)(爲)(遺)	ゐ (園)(你)(維)(威) (慰)(爲)(遺)
			いき(域)	いき(域)	いき(域)	ゐき(域)	ゐき(域)
	え	ゑ		いん(院)	いん(院)		
			えい(衛)	えい(衛)	えい(衛)	ゑ(繪)	ゑ(繪)
			えん(援)	えん(援)(園)	えん(援)(園)	ゑん(衛)	ゑん(衛)
	お	を	おん(溫)	おん(溫)	おん(溫)	をん(溫)	をん(溫)

四つ仮名	じ	ち		じ(時)		ち(時)	ち(時)
			ちく(軸)	ちく(軸)	ちく(軸)	ちく(軸)	ちく(軸)
			ちん(陣)	ちん(陣)	ちん(陣)	ちん(陣)	ちん(陣)
			ちよ(除)	じよ(除)	じよ(除)	ちよ(除)	ちよ(除)
合協音	か	くわ				づ(豆)	
			くわ (貨)(課)(化)(科) (華)(穿)(果)	くわ (貨)(課)(化)(科) (華)(果)(過) (戈)(禍)	くわ (貨)(課)(化)(科) (華)(果)(過)(藥)	くわ (貨)(課)(華)(寡)	くわ (貨)(課)(華) (寡)(過)
			かい (壞)(懷)	くわい (壞)(懷)(繪) かい (壞)(懷)(潰)	くわい (壞)(潰)	くわい (壞)(懷)(過)(快) (恢)(潰)(灰)	くわい (壞)(懷)(快)(潰) (悔)(灰)
			かく (剽)(矯)(獲)	くわく (剽)(畫)(擴)(獲) かく (矯)(獲)	くわく (剽)(畫)(擴)(獲)	くわく (畫)(擴)(獲) (穫)(郭)	くわく (畫)(擴)(獲)(穫)
合協音	か	くわ	かつ (濁)(滑)	くわつ(活) かつ (活)(滑)(括)	くわつ (活)(滑)	くわつ (濁)(滑)	くわつ(滑)
			かん (冠)(環)(緩)(還) (完)(管)(觀)(館) (換)(貫)(歡)(慣)	くわん (冠)(環)(緩)(還) (完)(卷)(管)(觀) (館)(換)(貫)(歡) (慣) かん (環)(還)(完)(管) (觀)(館)(換)(歡) (患)(慣)	くわん (環)(還)(完)(管) (觀)(館)(換)(貫) (歡)(患)	くわん (冠)(環)(緩)(還) (完)(卷)(滙)(管) (關)(觀)(喚)(館) (換)(貫)(緼)(歡) (歡)(患)(慣)(款)	くわん (環)(緩)(還)(完) (卷)(管)(關)(觀) (館)(換)(貫)(歡) (患)(慣)
			こう (鎗)(噉)	くわう(鏑)(廣) こう(鎗)	こう(鎗)	くわう (鏑)(噉)(宏) (絃)(曠)	くわう (鏑)(鉦)
	が	ぐわ	ぐわ(瓦)	ぐわ(畫)	ぐわ(獲)	ぐわ(瓦)(畫)	ぐわ(畫)
			がん(頑)	ぐわん(願) がん(頑)(願)	ぐわん (頑)(願)	ぐわん (頑)(願)	ぐわん (頑)(願)

※ i) / 「歴史的仮名遣い」 iii) / 「原改革型の表音的仮名遣い」

調査機関 1942.12.8-1944.8

これらについては、南方占領地の各地域において、軍政が布かれた時期や日本語教育における制度上の違い等が背景にあることが考えられる。ここで、「ニッポンゴ」「カナジャワシンブン」が発行されたフィリピン、インドネシアにおける日本語普及について少し触れたい。

まず、日本軍政下フィリピンにおける軍政期間は、1942年1月の日本軍による占領から1943年10月の独立までとなる。「ニッポンゴ」の発行は、1943年2月-1944年11月までは現存する資料から確認されている。すなわち、独立後も刊行されていたのである。1942年2月の「教育ノ根本方針ニ関スル件」において「日本語ノ普及

ヲ図ルト共ニ英語ノ使用ハ漸ヲ追ヒ之ヲ廃スルコト」とあり⁽¹¹⁾、このことから、それまでの英語から日本語への普及を拡大させる方針であることが窺える。1942年7月に、日本語はタガログ語とともに公用語となる。

次に、インドネシアでの日本の軍政期は、1942年3月からである。インドネシアでは、陸軍と海軍の分割統治が行われ、ジャワにおいては陸軍により軍政が布かれた。独立については、1944年9月に独立許容となるが、結局日本の終戦後となる。インドネシアでは、インドネシア語と日本語での教育が行われ、日本語は「ニッポンゴ」であり、「コクゴ」ではなかった。つまり、台湾、朝鮮、南洋群島等のように国語教育ではなく、日本語は「大東亜の共通語」と定義され、日本語教育が行われたのである。この点については、フィリピンにおいても同様である。当時「カナジャワシンブン」では、(自分たちは)「大東亜の一員」という表現が多く出てくる。また、1943年11月の「日本語普及教育要綱」制定が日本語普及、日本語教育の方針を決定づけているといえる。

フィリピン、インドネシアにおけるここでの違いは、一つに日本の軍政期間とそれぞれ「ニッポンゴ」(1943.2-)と「カナジャワシンブン」(1944.1-)の発行時期との関係があることが推測される。日本政府が南方各軍に通達した昭和18(1943)年10月の「南方諸域ニ於ケル日本語教育ニ関スル件」通牒では、「仮名遣ハ文部省著作国民学校国民科国語教科書図書ニ使用セル仮名遣ヲ用ヒ所謂表音仮名遣ハ之ヲ用ヒズ」とある⁽¹²⁾。つまり、「歴史的仮名遣い」を用いるよう通達している。インドネシアでは、1943年11月の「日本語普及教育要綱」制定前の学校教育における教科書では、字音語・和語ともに「歴史的仮名遣い」である。制定後、教科書では字音語のみが表音的な仮名遣いとなり、邦字紙「カナジャワシンブン」についても制定後の発刊である。フィリピンにおいては、独立後も日本の軍政は続くが、戦局の悪化も影響して「ニッポンゴ」の刊行は、長くは継続しなかった。では、このことが、表記上において実際にどのような現象となるのだろうか。次に、各紙の字音仮名遣いについて、表記の様態をみていく。

4.3 字音仮名遣いの異表記

表Ⅲ、表Ⅳにおいて、太字ゴシックの表記は、本来用いるべき仮名遣いと相違する表記である。ここではまず、表Ⅲの各紙、各教科書について検討する。

表Ⅲの示すように、いずれの各紙、各教科書も日本語の初学者を対象としており出現する字音語が少量である。しかし、その表記にはゆれが看取される。このうち、

ワ行音について、字音語に表音的な仮名遣いが用いられた「カナジャワシンブン」、ジャワの教科書（日本語巻四、一般用日本語上巻）に歴史的仮名遣いである「𑖦𑖪𑖫𑖮（繪）」が用いられた。これについては、すでに和語化されており、字音語との混同があることに推測が及ぶのである。このほか、四つ仮名について多く異なる表記がみられる。では、その四つ仮名の表記について、実際にどのように用いられていたのか、新聞の記事中、また教科書の文中から若干の例を示そう。

例えば、「カナジャワシンブン」の記事中には、四つ仮名の字音を含む語彙について次のように表記されている。（表Ⅲと同様に片仮名表記を平仮名に改め、（ ）に示すのはあてられる漢字となる。）

中	じゅう（ジャワ中）	1944. 1. 1	重	じゅう（嚴重）	1944. 1. 1
	ちゅう（世界中）	1. 29	𑖦	（重症）	1. 1
	𑖦（身体中）	10. 7	ちゅう（重量）		3. 11
住	じゅう（原住民）	1944. 5. 13	図	ず（指図）	1944. 5. 13
女	じょ（女子）	1944. 3. 11	づ	（指図）	8. 26
直	じき（もう直）	1944. 1. 29	治	じ（政治）	1944. 1. 1

上記の例のように、まず、創刊（1944.1.1）当初には、多く混乱している様子が窺える。或いは、表音的な仮名遣いから、歴史的仮名遣いへ移行する現象のように見受けられる。大正13（1924）年の臨時国語調査会における「仮名遣改定案」では、昭和6（1931）年に修正案が出されており、一部許容を認めている。そこでは、「国語の二語連合、同音連呼で濁るぢ・づ、また字音の連濁で濁るぢ・づ、呉音で濁るぢは元のままとする」とある。他方、同様に表音的な仮名遣いをういたジャワ教科書「日本語巻四」では、表Ⅲに二様の表記を挙げるように、「ぢき（直）」については文中の「もうぢき（もう直）」のばあい、また「じき（直）」については、「正直（しょうじき）」を表記する際に用いられており、使い分けがされていた。また、「一般用日本語上巻」については、「ぢきに（もう直に）」である。これらは先の例のように和語化されているために生じる現象であると思われる。このほか、「いくちなし（意気地なし）」「一にちちゅう（一日中）」「てんち天皇（天智天皇）」等があるが、これらについては、国語の二語連合、呉音や連濁の表記につき、その許容範囲なのである。

以上、ここまでは、ルビ付き活字を用いない表Ⅲの各紙、各教科書の字音仮名遣いの表記法について検討した。他方、ルビ付き活字を用いる表Ⅳの各紙については、どうであろうか。次の4.4節では、活字の観点から分析することとする。

4.4 活字と文字数 ―表記への影響

表Ⅳでは、まず、ジャワ新聞、その委任運営である朝日新聞について、ユ長音、ワ行音の表記に異なる仮名遣いの使用がみられる。ユ長音では、「ゆう（雄）」、ワ行音では「えん（援）」が用いられた。また、表には示しきれていないが、

する（遂）（炊）（帥）（粹）（衰）（吹）（推）（水）、ずる（隨）（髓）、つゐ（墜）（追）、るゐ（涙）（類）、ゆゐ（唯）

等に、現行の「歴史的仮名遣い」とは異なる表記が多い。これらは、当時正しいとされていた仮名遣いであるが、後に改定されたものである。朝日新聞社では通例としている。このほかにも実際に今回の調査では、「歴史的仮名遣い」であるジャワ教科書「日本語巻三」においても「人るゐ（類）」「するさんぶつ（水）」等の表記が確認された。

次に、セレベス新聞、その委任運営である毎日新聞、また南洋新報では、四つ仮名、合拗音について多く表音的でない表記がみられる。四つ仮名について、セレベス・南洋新報の表記に少し混乱の様子がみてとれるが、毎日新聞では「じ・ち」について「ち」の表記しか出現しない。

さて、ここで注目したいのは合拗音の表記である。明治33（1900）年の原の「ふり仮名改革論」では合拗音については言及していないのだが、毎日新聞、セレベス新聞に三文字の字音仮名遣いについてののみ二文字に変更する現象が見出される。セレベス新聞では、昭和19（1944）年頃から変更している。これは、大阪毎日新聞では、昭和15（1940）年頃から変更した様子がみられた。『毎日新聞百年史』には下記のような記述がみえる。

太平洋戦争は従来しきりに行なわれた原稿輸送や空中取材から離れ、陸海軍の軍用機で南方占領地帯の新聞社に、内地から活字をはじめ新聞用機材、人員空輸を行なうことが主な任務となった。航空部員は、陸海軍嘱託を兼務し…

つまり、人的労働力とともに、活字等の印刷技術面、物質の面においても内地から南方各紙へもたらされたのである⁽¹³⁾。みてきた活字における現象は、まさにその結果としてあり、戦前の内地における原改革案での字音仮名遣いが各紙に及ぶ際にみられるような、表記法そのものが波及する現象ではなかったと考えられるのである。

ところで、先に述べたように、もう一つ注目すべきことに各紙の表記法の現象がある。「歴史的仮名遣い」を用いるマニラ新聞社から刊行の「ニッポンゴ」、「表音的仮名遣い」であるジャワ新聞社の「カナジャワシンブン」では、委任運営であるそれぞれ毎日新聞社（「原改革型の表音的仮名遣い」）、朝日新聞社（「歴史的仮名遣い」）

で用いられた仮名遣いとの相違がある。これについても、これまでの検討のように、字音語の表記にルビ付き活字を用いる、用いないによる現象であるといえる。また、各紙を刊行するそれぞれのコミュニティにおいて、その中でもまた個別の単位での事情が重なり、同じ地域でも異なる仮名遣いが用いられたのである。したがって、内地での各社の情勢が海外の各紙の表記に及ぶその過程は、さまざまに多様化していたのである。

5. まとめと今後の課題

以上、戦中期の海外邦字新聞の字音仮名遣いについて検討してきた。表記法が内地から波及する際に南方各紙に現れた表記上の特質は、以下のようにまとめられる。

戦中期における南方各地の新聞の表記法では、ルビ付き活字を使用する、使用しないの相違が、表記上に現れている。そのことにはまた、軍が委任する新聞社の表記法が及ぼす影響があった。

また、各紙を刊行するコミュニティ単位における個別の事情がある。南方の各邦字新聞が国策に組み込まれ、各地域ではそれぞれに日本語教育、日本語普及に関する方針、施策が定められたのだが、例えばジャワ地域では（それが理にかなう表記法であるのかは別ではあるが）、表音的仮名遣いによる日本語教育及び日本語普及の在り方が、「カナジャワシンブン」の字音語の表記からは窺え、一方、歴史的仮名遣いが用いられたマニラの「ニッポンゴ」では、日本の軍政期間が邦字紙の刊行と関連しているであろうことが推測された。

こうした現象からは、当時の内地での新聞の表記法が海外の各紙へ波及する在り方が、多様であったことが窺われる。南方各地では、地域ごとに使用する仮名遣い、或いは同地域でもそれぞれ異なる仮名遣いが用いられたのである。また、個々の字音仮名遣いについて観察すると、その実態は、各新聞社単位での仮名遣いの違いがあり、そこでは、特にワ行音、四つ仮名、合拗音について多く問題となる表記があった。当該期における字音仮名遣いについては、新聞のみならず、戦後「現代かなづかい」が制定されるまでの仮名遣いの状況全般を内地から、または各地域、各方面のさまざまな角度から眺めて、個々について分析していく必要があろう。さらなる検討が必要である。今後の課題としたい。

付記

本稿は、関西大学国文学会（2009年12月19日）における口頭発表を基に加筆・修正したものです。発表に際して、多くの方々から有益なご教示、ご助言を賜りました。深く感謝申し上げます。

〔注〕

- (1) 原の「ふり仮名改革論」では、字音仮名遣いの全体を対象とし改革案について述べているが、合拗音についての言及はない。このウ列・オ列の拗長音の表記法では、文字数が三文字のものについて、二文字に改めており、また二文字に保つよう、各入声音を除く二文字の字音を標準とし改定している。これは、紙面製作の際の作業の簡易化を図るためでもあり、また紙面の体裁上においても奇麗であるという理由もある。
- (2) 各担当地域については、昭和17（1942）年10月20日の東京日日・大阪毎日新聞に掲載等。『毎日新聞百年史』 pp.392-393
- (3) 新聞のルビ廃止は、昭和21（1946）年11月16日に制定される「現代かなづかい」（内閣訓令第8号・内閣告示第33号）の採用時の昭和21（1946）年12月1日と同一日である。屋名池（2009）では、「現代かなづかい」制定前の小説・新聞等における「総ルビ」「ルビなし／バラルビ」の二大システムについて言及しており、ルビなし活字使用の変更時期等、各紙の状況について詳しい。
- (4) 表に挙げた個々の字音は、昭和17（1942）年12月8日、昭和18（1943）年2月、5月、8月、11月、昭和19（1944）年2月、5月、8月の各月初めに発行された一日分を抽出した。但し、南洋新報については、現存する資料の制約上、昭和18（1943）年12月4日、昭和19（1944）年3月3日、7月9日の一日分を抽出している。
- (5) 屋名池（2009）では、読みやすい語のルビからはずされていくのではないこと、また活字の改鋳の際にルビなし活字に変更していくことについても言及がある。
- (6) 「大東亜建設審議会」の方針（「大東亜建設に処する文教政策答申」等）について、『南方軍政関係史料② 大東亜建設審議会関係史料 総会・部会速記録 第一巻』p.57に速記録がある。「南方諸地域日本語教育並普及に関する件」については、『毎日新聞』（1942.8.19夕刊）、「朝日新聞」（1942.8.19夕刊）に掲載等。
- (7) 「ニッポンゴ」の発行期間については、現存する資料から1943年2月-1944年11月までは確認された。紙面における文法説明では、英語、タガログ語も掲

載。「カナジャワシンブン」については、1944年1月-1945年8月までの刊行であると思われるが、管見の限りでは現在日本国内の諸機関において所蔵がない。本稿を成すにあたり、今回、アメリカ合衆国 University of Wisconsin-Madison からマイクロフィッシュを取り寄せた。なお、現段階では原紙の所蔵機関についても海外で探しえていない。

- (8) 「ニッポンゴ」については、資料の制約上、1943年6月、1944年4月-11月の中から抽出している。
- (9) 第四次「公学校補習科国語読本」における表記法の採用については、「公学校国語読本編纂趣意書」『旧植民地教育史資料集1 南洋群島教育史』pp.282-285
- (10) 表記法について、「仮名遣、句読法、分別書等ハ文部省著作南方諸地域用日本語教科用図書二則ル。但シ字音仮名遣ノミハ表音仮名遣ヲ許容ス。其ノ表記法ハ軍政監部ノ定ムル「字音仮名遣法」ニ依ル。」とある。「日本語普及教育要綱ノ件」『南方軍政関係資料⑦極秘 爪哇に於ける文教の概況』pp.250-252
- (11) 『学制八十年史』 p.471
- (12) 『南方軍政関係資料⑦極秘 爪哇に於ける文教の概況』pp.235-237 毎日新聞社が運営する、セレベス新聞社から刊行された「コドモシンブン」では、1943年5月の創刊時は表音的な仮名遣いが用いられたが、1944年11月には歴史的仮名遣いが用いられている。
- (13) 『毎日新聞百年史』p.334 「朝日新聞」(1942.12.8)についても、ジャワ新聞の創刊にあたり、内地からジャワ新聞社へ新活字が送られた記事を掲載。

〈調査資料一覧〉

毎日新聞大阪本社(1982)『大阪毎日新聞〔マイクロ資料〕』毎日新聞大阪本社／毎日新聞社『毎日新聞／大阪〔マイクロ資料〕』国立国会図書館(製作)／朝日新聞大阪本社『大阪朝日新聞〔マイクロ資料〕』朝日新聞社大阪朝日新聞発行所／朝日新聞東京本社(1940-)『朝日新聞／東京〔縮刷版〕』朝日新聞東京本社／セレベス新聞社『セレベス新聞／マカッサル〔マイクロ資料〕』セレベス新聞社／ジャワ新聞社『ジャワ新聞〔マイクロ資料〕』ジャワ新聞社／マニラ新聞社『マニラ新聞〔マイクロ資料〕』米国議会図書館(製作)／ビルマ新聞社『ビルマ新聞〔マイクロ資料〕』ビルマ新聞社／昭南新聞社(1993)『昭南新聞〔マイクロ資料〕』五月書房／ボルネオ新聞社『ボルネオ新聞／東部版〔マイクロ資料〕』ボルネオ新聞社／南洋新報社『南洋新報〔マイクロ資料〕』南洋新報社／ジャワ新聞社(1975

→『Kana Jawa Shimbun [Microfiche]』Switzerland:Inter Documentation Co. / マニラ新聞社 (1971)『ニッポンゴ [マイクロ資料]』マニラ新聞社 / セレベス新聞社 (1971)『コドモシンブン / マカッサル [マイクロ資料]』毎日新聞社 (製作) / 宮脇弘幸監修 (2006)『南洋群島國語讀本 第七卷』大空社 / 大日本軍政部・爪哇軍政監部編 倉沢愛子解題 (1993)『南方軍政關係資料⑨ 日本語教科書』龍溪書舎 / 文化庁「國語施策情報システム」<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>

〈参考文献一覧〉

- 企画院、大東亜建設審議会編 復刻版 明石陽至、石井均解題 (1995)『南方軍政關係史料② 大東亜建設審議会關係史料 総会・部会速記録 第一卷』龍溪書舎
- 爪哇軍政監部総務部調査室編 復刻版 倉沢愛子解題 (1991)『南方軍政關係資料⑦ 極秘 爪哇に於ける文教の概況』龍溪書舎
- 南洋群島教育会編 (1982)『旧植民地教育史資料集 1 南洋群島教育史』青史社
- 日本語教育振興会 (1941-1944)『日本語』日語文化協会
- 文化庁 (2005)『国語施策百年史』文化庁
- 毎日新聞社社史編纂委員会編 (1952)『毎日新聞七十年』毎日新聞社
- 毎日新聞百年史刊行委員会編 (1972)『毎日新聞百年史』毎日新聞社
- 松永典子 (1997)「日本語の「南進」——「大東亜戦争」期の日本語普及政策——」『比較社会文化研究』1、九州大学比較社会文化研究科
- 松永典子 (1997)「「国語」教育から「東亜の日本語」教育への道——植民地・占領地の日本語教育——」『日本語教育研究 1997』(宮原文夫教授退官記念論集)、九州大学大学院比較社会文化研究科日本語教育研究会
- 宮脇弘幸・百瀬侑子 (1990)「南方占領地における日本語普及と日本語教育——日本軍占領下フィリピンとインドネシアの場合 (1942～1945)——」『成城文藝』(130)、成城大学文学部
- 百瀬侑子 (2005)「日本占領下ジャワ派遣日本語教育要員の現地体験——国策としての日本語普及と日本語教師——」『東アジア研究』(41)、大阪経済法科大学アジア研究所
- 文部省編 (1954)『学制八十年史』大蔵省印刷局
- 屋名池誠 (2009)「「総ルビ」の時代——日本語表記の 19 世紀」『文学』10(6)、岩波書店
- 井口佳重 (2008)「原敬の振り仮名改革——「大阪毎日新聞」における字音仮名遣

いの実態——」『國文學』（遠藤邦基教授古稀記念特集）92、関西大学国文学会
井口佳重（2009）「明治・大正期における新聞の仮名遣い改革」『日本語の研究』5
（2）、日本語学会

（いぐち よしえ／本学非常勤嘱託）